



【第2次】

# 増毛町 子どもの読書活動推進計画



増毛町教育委員会

## 目 次

- 1 増毛町子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方
- 2 計画期間
- 3 家庭・地域における子どもの読書活動の推進
  - (1) 子どもの読書活動推進計画における家庭の役割
  - (2) 家庭における子ども読書活動推進のための具体的な取り組み
- 4 学校における子どもの読書活動の推進
  - (1) 子どもの読書活動の推進における学校の役割
  - (2) 学校における具体的な取り組み
- 5 図書館における子どもの読書活動の推進
  - (1) 子どもの読書活動の推進における図書館の役割
  - (2) 図書館における具体的な取り組み
  - (3) 子どもの読書活動を推進するための施設・設備の充実
  - (4) 地域ボランティアの育成
- 6 子どもの読書活動普及の方策
  - (1) 「子ども読書の日」を中心とした広報・啓発の推進
  - (2) 情報の提供

資料 「子どもの読書活動の推進に関する法律」

## 1 基本計画

近年、テレビ、ビデオ・DVD、インターネットなどの様々な情報メディア・情報媒体の発達・普及により、多様な情報が、簡単・瞬時に入手できるようになりました。このような情報化によって利便性が向上した反面、文字・活字離れが懸念されているところです。

平成13年12月に交付・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、基本理念に「読書活動は、子どもが人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものであることに鑑み、すべての子どもが機会・場所を問わず、自主的に読書活動ができるよう、積極的にそのための環境整備が推進されなければならないものとする」ことが記されており、国は平成14年8月、この法律に基づき「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。また、地方公共団体は国の基本計画を踏まえ、「子どもの読書活動推進計画」を策定するよう努力することが定められています。これを受け、道では平成15年11月に「北海道子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

増毛町においても子ども読書活動の一層の推進のため、国・道の基本計画を踏まえ、乳幼児期から保護者とともに読書に親しみ、楽しめる体験ができる機会をつくるなど子どもたちにとって読書活動が日常習慣となるような支援が必要です。また、子どもが自主的な読書活動を習慣づけるには、家庭、地域、学校、図書室の連携した取り組みが求められています。

本計画は、増毛町総合計画並びに第七次増毛町社会教育中期計画を踏まえ、子どもがその成長に応じて読書に親しめる具体的な取り組みを掲げ、子どもの読書活動に必要な環境整備など「子どもの読書活動」を推進するための基本的な考えや方策を示したものです。

## 2 計画期間

本計画の取り組み期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間です。

## 3 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

### (1) 子どもの読書活動推進計画における家庭の役割

家庭において子どもが読書の習慣を身につけるために、保護者の読書に関する理解が必要です。テレビ、ゲーム、インターネットに長時間費やすことのないよう、親子で読書を楽しみながら、コミュニケーションを図れるように、家庭内で保護者が子どもの行動を見守り、環境づくりをすることが大切です。

### (2) 家庭における子どもの読書活動の推進のための具体的な取り組み

- ・多くの保護者が集まる場で家庭における読書活動の啓発に努めます。
- ・読み聞かせ会の実施を通して、親子が本に親しむ機会を作ります。

## 4 学校における子どもの読書活動の推進

### (1) 子どもの読書活動の推進における学校の役割

学校図書室は、日常的に本に親しみ、豊かな心を育む場として、学校における読書活動の中心であり、児童・生徒にとって読書に親しみ、知りたいことを本で調べる力を養える大切な場所です。子どもが読書の習慣を身につける上で、大きな役割を担っています。

## (2) 学校における具体的な取り組み

- ①子どもの読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身につけさせるように取り組みます。
  - ・子どもの成長や環境にあった読書指導をします。
  - ・各学校の実情に応じた、朝読書や読書活動の時間を作ります。
  - ・読書関連行事の見直しを図ります。
- ②学校図書館の図書資料の充実を図ります。
  - ・蔵書構成の見直しを図り、子どもの読書意欲を喚起させる図書や、各教科の学習を進める上で必要な図書資料の充実を図ります。

## 5 図書室における子どもの読書活動の推進

### (1) 子どもの読書活動の推進における図書室の役割

図書室は、幅広い分野の本が置いてあり、子どもにとっては自由に本を選び、読書を楽しめる場所です。蔵書の整理のほかに、親子で本に親しむ事業に努めます。

### (2) 図書室における具体的な取り組み

- ・乳幼児、幼児、小学生を対象とした事業を実施します。
- ・児童、生徒を対象とした読書感想文コンクールを実施します。
- ・子どもが本に親しむためのスペースを充実させます。
- ・子どもや保護者からの本の相談に応じられるよう職員の資質を向上させます。

### (3) 子どもの読書活動を推進するための施設・設備の充実

- ・子どもの心を豊かにする図書資料の充実に努めます。
- ・子どもが親しみ、安心して読書できるような環境設備に努めます。

### (4) 地域ボランティアの育成

- ・地域ボランティアを育成し、読み聞かせなど子どもの読書活動を連携して支援します。

## 6 子どもの読書活動普及の方策

### (1) 「子ども読書の日」を中心とした広報・啓発の推進

・「子ども読書の日」における子どもの読書活動についての関心と理解を深めるために、広報・啓発活動に努めます。

### (2) 情報の提供

- ・子どもの読書活動に関する情報の収集・提供を行います。

## 関係法令

### ○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）

#### （目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### （基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### （国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### （保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### （関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### （子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

---

## 増毛町子どもの読書活動推進計画

発行日 平成29年4月1日

発行者 増毛町教育委員会

〒077-0295

北海道増毛郡増毛町南畠中町2丁目25番地

電話 0164-53-2427

FAX 0164-53-2468

---